

○広島修道大学休学等学生の身分異動に関する細則

(趣旨)

第1条 広島修道大学学則（以下「学則」という。）第29条第5項、第31条第2項及び第33条第3項に基づく休学、復学、退学、転学及び再入学の手続は、この細則の定めるところによる。

(休学及び復学)

第2条 休学しようとする者は、所定の休学願いを提出しなければならない。

2 疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病以外の事由の場合は、あらかじめチューター若しくはゼミナール担当教員の下承を得なければならない。

第3条 結核その他の伝染病疾患により療養の必要があると認めた者若しくは健康管理上療養の必要があると認めた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

第4条 休学を許可された者に対しては、本人の願い出により、授業料その他諸納付金の納入の減免を許可することがある。

第5条 休学期間は、当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、休学期間を延長する場合は、休学期間終了までに願い出なければならない。

第6条 休学を許可された者は、休学期間の満了とともに、復学するものとする。

第7条 復学をする時期は、学期の初めとする。

第7条の2 前3条の規定にかかわらず、休学期間中に休学の事由が消滅したときは、休学の解除を学長に願い出て、その許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は、学期初めとする。

第8条 復学をした者の授業科目の履修は、復学年度にかぎり教学センターの指示に従わなければならない。

(退学及び転学)

第9条 退学しようとする者は、所定の退学願いに保証人連署のうえその事由を記し、学生証を添えて提出しなければならない。

2 疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病以外の事由の場合は、あらかじめチューター若しくはゼミナール担当教員の下承を得なければならない。

第10条 他の大学に転学又は他の大学を受験しようとするものは、あらかじめ退学を願い出なければならない。

(再入学)

第11条 次の各号に掲げる者で、再入学を願い出るときは、再入学を許可することがある。

- (1) 願いによって本学を退学した者
- (2) 学則第32条第2号により除籍された者
- (3) 学則第32条第3号により除籍された者

第12条 前条第1号及び第2号の規定により退学した者若しくは除籍された者が再入学を願い出るときは、3月末日までに所定の再入学願いを提出しなければならない。

2 前項に基づき再入学を許可する時期は、学年初めとする。

第13条 第11条第3号の規定により除籍されたものが再入学を願い出るときは、所定の再入学願いに保証人連署による滞納理由と将来かかることのない旨を記した誓約書を添えて、提出しなければならない。

2 前項の願い出は、本人及び保証人への除籍通知発信の日から2週間以内に行わなければならない。

3 前2項に基づいて再入学が許可された場合、許可のあった日から1週間以内に滞納諸納付金及び再入学金を納入しなければならない。

4 第2項に規定する期限を超えたものについては、特別の理由がある場合に限り、翌学年の初めに再入学を許可することがある。ただし、再入学が許可された日から1週間以内に再入学金を納入しなければならない。

第14条 前条第3項及び第4項に規定する納入期限を過ぎても納入しない場合には、再入学の許可を取消す。

第15条 第12条及び第13条第4項により再入学を許可された者の授業科目の履修は、再入学年度に限り教学センターの指示に従わなければならない。

(事務担当)

第16条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、1960年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、一部を改正、追加して1961年4月1日から施行する。
- 3 この細則は、一部を改正、追加して1974年4月1日から施行する。
- 4 この細則は、一部を改正して1975年4月1日から施行する。

- 5 この細則は、第7条の2を追加し、1983年4月1日から施行する。
- 6 この細則は、第6条を改正し、1988年10月1日から施行する。
- 7 この細則は、第1条から第3条まで、第6条から第8条まで、第11条から第15条までを改正して、1992年4月1日から施行する。
- 8 この細則は、第1条及び第11条を1995年3月2日に改正し、1995年4月1日から施行する。
- 9 この細則は、第5条及び第7条を2006年11月2日に改正し、2007年4月1日から施行する。
- 10 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 11 この細則は、2014年1月9日に第8条及び第15条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 12 この細則は、2015年9月3日に第16条を改正し、2015年10月1日から施行する。